

[事案 25-67] 配当金等支払請求

・平成 26 年 1 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

満期時受取額が設計書記載の金額と大きく異なることを理由に、設計書記載の金額との差額が 100 万円未満になるような金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 6 月に契約したこども保険が、平成 25 年 6 月に満了を迎えたが、契約時の設計書には 1,075 万円と記載されていた満期時受取額が、実際には約 600 万円であった。設計書に記載されているとおり、経済状況によって満期時受取額が変動することは理解しているが、社会通念上許される差額は 100 万円未満が妥当と思われるので、975 万円以上の満期時受取金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書記載の金額は、契約時の決算にもとづく配当率・配当数値および契約当初の据置利率がそのまま推移することを仮定した計算結果である。
- (2) 設計書は、将来の支払額を約束するものではなく、顧客と当社の約定金額については、約款等で定めている。
- (3) 申立人は、設計書の注意文言を理解している。
- (4) 申立人は、契約時の設計書の記載金額との乖離が 400 万円あることは非常識であるとの申し出であるが、契約時の予定利率は高く、既払込保険料 312 万円に対し、受取額は約 600 万円である。
- (5) 契約後の据置金額および配当金額等は、定期的に書面にて案内している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 保険会社との間で、設計書記載の満期時受取額を支払う契約が成立したとの主張。
- (2) 設計書記載の金額を受領できるという期待を損ねたことが不法行為にあたるとして、損害賠償を求めるもの。

2. 契約の成立について

(1) 約款の規定

生命保険契約は、いわゆる附合契約であることから、その契約内容は保険約款によって定められているが、本件約款では「会社は、定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、(略) 主務大臣の認可を得た方法により計算した社員配当金を割り当てます」と定め、定款では、「決算において剰余金を生じたときは、その 100 分の 90 以上を社員配当準備金に積立てる」「(略) 積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法にしたがって、

これを配当する」と定めており、保険会社の事業年度ごとの決算状況によって剰余金の変動する以上、これに伴い、社員配当金の額が変動することは当然のことである。

また、約款で、「祝金および学資金は、支払事由が生じた時から、会社の定める利率による利息をつけて自動的に据え置きます。」と定めており、設計書においても、「祝金・学資金据置利率および配当金積立利率は経済情勢により変動することがあります。」と記載されていることから、設計書記載の「自動据置による祝金・学資金累計額」についても、経済情勢により変動することは当然のことである。

(2) 契約の成立について

契約が成立するためには、契約当事者間で、合意の中身が重要な部分において合致している必要があるが、申立人が主張する契約内容について合意をしていないことは、契約時に申立人に交付された設計書に、注意文言として、「記載の配当数値（積立配当金）は、（略）今後変動（上下）することがあります」「（略）祝金・学資金据置利率および配当金積立利率は経済情勢により変動することがあります」と明記されていることから申立人と保険会社は、本契約の満期時受取額に関して、約款の規定とは異なる内容で合意が成立したとは認められない。

3. 損害賠償について

満期時に設計書記載の金額あるいはそれに近い金額を得られるものと期待したのに、この期待が害されたという期待権が「法律上保護される利益」（民法 709 条）に該当するか否かは疑問である。仮に該当するとしても、その侵害が不法行為となるか否かは、被侵害利益の種類と侵害行為の態様との相関関係により決まるが（通説・判例）、その判定は、裁判外紛争解決機関である当審査会が行うものではなく、訴訟手続において裁判所により判断されるべきものである。